

## 議案第110号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年（2016年）9月2日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、次のとおり工事請負契約解除に伴う損害を賠償する。

#### 1 賠償の理由

平成27年10月30日に、ゆずり葉緑地にある鎮魂之碑及びタイムカプセルを末広中央公園に移設するため、相手方と工事請負契約を締結した。その後工事設計の変更に伴い工事費を積算し直したところ、予算に不足が生じたため、工事の実施が困難となり、当該工事請負契約を解除した。

当該工事請負契約の解除は、発注者である宝塚市の都合によるものと認められるため、相手方に生じた損害を賠償する。

#### 2 賠償の金額

金977,400円

#### 3 賠償の相手方

宝塚市泉町10番1号

株式会社宝塚労働事業団

代表取締役 門 脇 有紀路